

公的年金等からの特別徴収(天引き)について

公的年金を受給されている65歳以上の方の年金所得に係る市民税・県民税は、年金から特別徴収(天引き)されます。

1. 公的年金からの特別徴収(年金天引き)対象になる方

令和4年4月1日現在、老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、公的年金等に係る市民税・県民税が課税される方が対象です。本人の意思で他の徴収方法を選択することはできません。

ただし、次のような方は、普通徴収(納付書又は口座振替)による納付になります。

- ①老齢基礎年金等の金額が年間18万円未満の方
- ②公的年金等から特別徴収される税額が、老齢基礎年金等の額を超える方
- ③守谷市の介護保険料が、公的年金等から特別徴収されていない方

2. 公的年金等からの特別徴収の徴収方法

①特別徴収が1年目の方(前年度の途中で特別徴収が中止になった方を含む。)

徴収方法	普通徴収 (納付書又は口座振替)		特別徴収 (年金からの天引き)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
税額	年税額の 4分の1	年税額の 4分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1
(例)年税額 60,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

②特別徴収が2年目以降の方

徴収方法	仮徴収(年金からの天引き)			本徴収(年金からの天引き)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度年 税額の 6分の1	前年度年 税額の 6分の1	前年度年 税額の 6分の1	今年度年税 額から仮徴 収分を差し 引いた額の 3分の1	今年度年税 額から仮徴 収分を差し 引いた額の 3分の1	今年度年税 額から仮徴 収分を差し 引いた額の 3分の1
(例)前年度年 税額60,000円 今年度年税額 66,000円	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円

※特別徴収が2年目以降の方でも、前年度(令和3年度)の特別徴収が仮徴収(4、6、8月)で終わった方や年度の途中で中止になった方などは、【①特別徴収が1年目の方】と同じ徴収方法になります。

3. 公的年金からの特別徴収の中止について

主に次のような場合は、公的年金等からの特別徴収が中止となり、普通徴収になります。

- ①介護保険料が公的年金等から特別徴収がされていない場合
- ②お亡くなりになった場合
- ③転出している場合

※上記以外にも、税額変更があった場合には、公的年金等からの特別徴収額中止になることがあります。